

■文化高権（文化自治）

連邦制国家であるドイツの文化行政の仕組みは日本とは趣が異なっている。この連邦制は教育や文化の面で端的に現れ、これらの分野はいわゆる文化自治（文化高権）として基本的に連邦を構成する一六ある各邦（州）の管轄に属し、連邦政府の権限は、例えば文化の分野では文化財の国外流出の防止に関する事、あるいは外交政策の一環としての文化政策など限られたものとなっている。したがって、連邦政府に文化を包括的に管轄する省はなく、それぞれの所掌に応じて関係省がかかわっているのが実情である。

これらはいわゆる一七世紀の領邦国家の名残と一般に解説され、各地で劇場やコンサートなど文化的な催しが競うように充実され、その結果、特定の大都市に文化的な機会が集中するような事態を招くことなく、今日では、強弱濃淡はあるものの、ドイツ各地で充実した文化的生活を享受できるようになったといわれている。

■ドイツの文化行政

連邦政府の中では、連邦内務省が文化行政の中心となっている。同省では、文化財の海外流出の防止にあたるほか、後述のプロイセン文化財財団に対する助成など各種の文化団体に対する助成を行っている。一九九八年予算では連邦政府の芸術文化関係予算（国内関係）一二億一、三〇〇万マルクのうち七三・二％を同省が占めている（一九九七年は一二億六、四〇〇万マルクで六九％）。

この文化財の海外流出防止法は一九五五年に連邦法として制定され、国家的価値のある文化財を各邦で登録し、これらを海外へ輸出する際には連邦内務大臣の許可を要することにより文化財の保存を図るものである。

各邦政府では、例えば、都市発展・文化・スポーツ省（フルトライン・ヴェストファーレン）、教育・文化・芸術・芸術省（バイエルン）などが文化関係の事務を所掌している。なお、文化財の分野についてみると、各邦では上述の連邦法を執行するほか、記念物保護法が制定され、

文化財や記念物の保護を図っている。

各邦の教育・文化政策を連邦レベルで調整するものとして、各邦の教育・文化担当大臣から構成される常設各邦文部大臣会議（ボン）がある。同会議には四つの主たる委員会の一つとして文化委員会が置かれているが、相対的に見て、教育関係のウエイトが重く、文化関係の役割はそれほど大きくはないようである。

劇場・博物館等の設置・運営、各種文化活動の振興などドイツの文化振興の中心をなしているのは各邦・市町村である。このような連邦制を反映したドイツの文化行政の現状は公的な支出面からも明らかに見て取れる。文化財保護や文化振興などの文化関係のドイツ全体の公的予算は一九九五年で一四九億二、七〇〇万マルク（一九九四年は一四五億五〇〇万マルク）となっており、一九九四年について見ると、うち連邦政府が七億七、二〇〇万マルクで五・三％、各邦が七〇億七、二〇〇万マルクで四八・八％、市町村が六六億一、七〇〇万マルクで四五・六％となっている（連邦統計庁調べ）。

■芸術文化関係団体

各邦文化基金は、常設文部大臣会議での各邦の協定により一九八八年に設立された文化事業助成を目的とした基金である。同基金は連邦政府の助成をも受け、邦を越えるような又は国際的に意義のある文化事業を実施する団体に対して援助している。

ドイツ文化協議会は一九八二年に設立され一九九五年に公益法人化した各分野の芸術団体を統轄した団体であり、ドイツ音楽協議会、造形芸術協議会など八分野で二〇〇以上の芸術団体を包括し、芸術界の意見を代表するなど芸術文化振興

に一役買っている。

■各分野の現状

オペラ、演劇などの劇場は公立が六二四館、私立が一九七館となっている（一九九四/九五年）。公立の劇場では一九九四/九五年では約六万の公演が行われ観客数は二、六〇〇万人に上る。これらの公演の支出四億五〇〇万マルクのうち約八六％が公的助成などで賄われている（連邦統計庁「統計年報一九九七年」）。

博物館の多様性も連邦制の特色の一つであり、個性ある大小様々な博物館（美術館）約四、〇〇〇館が各地に遍在して



いる。主なものでも、例えば国立プロイセン文化財博物館（絵画館、ナショナルギャラリー、ベルリン）、ローマ・ゲルマン博物館（ケルン）、自然科学系のドイツ博物館（ミュンヘン）など、枚挙にいとまない。一九九〇年には「ドイツ連邦共和国歴史の家」がボンに作られた。

映画の分野においては連邦政府や各邦のほか、映画振興機関によってもその振興が図られている。同機関は連邦法として映画助成法に基づき設置されたもので、映画館から入場料収入に応じて一定割合（一・五％から二・五％）を徴収し、これらを財源に映画作成に要する資金の助成や賞与などを行い、映画振興を図っている（当初一九六八年に制定。一九九二年に制定された現行法は一九九八年二月三十一日までの期限立法）。

文化財関係では旧プロイセンの文化財の保存を目的に、一九五八年に連邦法により設立されたプロイセン文化財財団がある。

（在ドイツ連邦共和国日本大使館
広報文化班 平林正吉）

《文化外交政策》

外交政策の一環としての文化政策としては、ドイツ語の普及、海外のドイツ人学校の助成、高等教育や学術の国際交流、各種広報が主なものだが、この分野で大きな役割を果たしている団体としてゲーテ・インスティテュートやドイツ学術交流会、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団などが挙げられる。

ゲーテ・インスティテュート(本部・ミュンヘン)は一九五二年に設立され前身は一九二五年に遡る、七十六カ国に一四一カ所の施設を有し、外国でのドイツ語の普及と文化的な国際交流の促進を任務としている。当該国と協力し、各種のコンサートや展示などの文化的プログラムを行い、また、施設には図書館を有し情報発信を行う等ドイツの文化交流の中心的役割を担っている。約四億五、〇〇〇万マルクの予算のうち、国外での活動に約三億マルクの助成を外務省から得ている(一九九六年)。

ドイツ学術交流会(本部・ボン)は一九五〇年に設立され(前身は一九二五年に遡る)、留学生や研究者の交流を主たる任務としている。一九九七年には各種プ

ログラムでドイツ人約三万二、〇〇〇人、外国人約二万四、〇〇〇人(うち日本人二四一人)に対し奨学金を支給した。一九九七年予算約三億七、〇〇〇万マルクのうち、連邦政府から約三億二、〇〇〇万マルク(うち外務省約二億二、〇〇〇万マルク)、各邦から約一〇〇万マルク、EUから約二、五〇〇万マルクの助成を受けている。

アレクサンダー・フォン・フンボルト財団(本部・ボン)は一九五三年に設立され(前身は一八六〇年に遡る)、博士号を取得した内外の若手の研究者への奨学金支給や優れた外国人研究者を表彰し(フンボルト研究賞)、ドイツ国内での研究滞在費を助成するなどの事業を行っている。一九九七年には約一、五〇〇人の外国人研究者に奨学金を支給した(日本人は約九〇人)。一九九七年予算約一億二、〇〇〇万マルクのうち連邦政府より約八、三〇〇万マルク(うち外務省五、二〇〇万マルク)の助成を得ている。

《ドイツ語の不正書法論議》

現在、ドイツ語の不正書法(綴り字等)をめぐる議論が喧しい。これは長年にわ

たる検討の末、ドイツ語圏の国であるドイツ、オーストリア、スイス及びリヒテンシュタイン、これにドイツ語が少数言語として使用されているベルギー、イタリア、ルーマニア及びハンガリーが加わり、一九九六年七月に不正書法改正について合意、協定を結んだものである。

改正内容は、例えば接続詞 und は $\text{u\ss}$ と表記する等、ドイツ語の綴り字等をさらに簡素化、合理化しようとするもので、一九九八年八月一日から発効し、二〇〇五年七月三十一日までの七年間の移行期間を設けている。

この不正書法についてはドイツ語教師や作家、出版社、ジャーナリスト、学者、図書館司書などの中から反対の声が上がり、また、親の教育権を侵害するとの議論、法律でなく、すなわち議会に関わらず行政規則で措置したことは是非などの批判が相次いだ。 Schiffahrt (航海) (走行)の合成語である Schiffahrt (航海)を今後 Schiffahrt と綴るというケースが、fが三つ並び見苦しいとよく例示される。

バイエルン邦やニーダーザクセン邦などでは邦(州)民による不正書法の導入

撤回に向けての請願の動きがあり、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン邦では有効署名数を確保し、連邦議会選挙と同じ日(九月二七日)に邦民による投票が行われることになった。

学校では一九九六年からすでに一部で新しい不正書法が導入されており、その差し止めを求める裁判が各地で相次ぎ、訴えが退けられる場合もあれば、差し止めが認可されるケースもあり、ニーダーザクセン邦では不正書法の導入を中断するなど混乱している。

この混乱の收拾として期待されていたのが、七月一日に予定されていた連邦憲法裁判所の判決である。裁判所では不正書法の妥当性という内容に立ち入らず、形式面での合意性が審査されているとのことで、ゴースサインが出されると予測する向きが多かったところ、判決直前の七月七日になって、不利な判決を予想して

か原告は訴訟を取り下げ

てしまった。

しかしながら、判決は予定どおり七月一日に出され、親の教育権は

不正書法によって侵害されないこと、不正書法の必要性や内容、品質や使用については世間や専門家の議論のテーマであって、憲法の尺度では評価できないこと、等を理由として訴えを棄却することともに判決阻止の意図があったといわれる原告(親)の訴えの取り下げについては、口頭弁論を経た後では無効と判断した。

これによって不正書法改正は、形の上では、法的安定性が確保され、晴れてこの八月一日から学校や官庁に施行されることになったが、学校での使用はともかく、官庁での使用については、まだはっきりしていない。

いづれにせよ、上記州民投票の結果の行方など、教科書を刷り直すだけでも三億マルクがつぎ込まれたという不正書法をめぐる紆余曲折はまだまだ続きそうである。

《連邦文化省》

前述のとおり本年九月二七日に連邦議会選挙が行われる予定であり、現在、各種世論調査では、野党・社会民主党の優位が続いており、特に首相候補の人気としては社会民主党のシュレーダー候補

(ニーダーザクセン邦知事)がコール現首相(キリスト教民主同盟)に大きく水をあけているのが現状であるが、そのシュレーダー氏が文化省構想を打ち出し、ちょっとした賛否の議論が沸き起こっている。前回も触れたように、連邦制をとるドイツにあって文化は各邦の専管事項であり、そこから文化的多様性という特徴も形作られているとされるが、他方で、例えば上記不正書法など、邦を越えドイツ全体として調整が必要な場合も多々あり、連邦政府に担当省がないことの対外的な面での不便さなどの問題点が指摘されることもしばしばあった。

そこで邦を越えるような事柄の調整を担当するため、この文化省構想が出てきたらしいが、例えば現在、常設文部大臣会議などで行っている調整機能との関係はどうなるのか等々具体的な内容ははっきりしていない。官僚制を招いたり文化的多様性を損ねないかといった原則論に立つた批判も強く、また、文化省でない他の形態が良い、といった議論もあり、総選挙で社会民主党が勝利した暁には、蓋をあけてみなければわからない状況である。(在ドイツ連邦共和国日本大使館 広報文化班 平林正吉)

■京劇

今月から二回にわたって「中国篇」を書かせていただく。

中国には御紹介したいものがたくさんあり過ぎて迷うのだが、今回は日本でも馴染みのある演劇「京劇」を取り上げる。

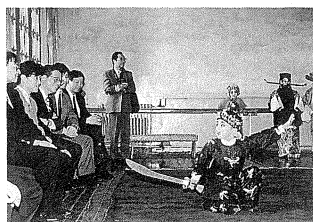
京劇は中国で最もポピュラーな演劇である。

歌舞伎のような限取りに色鮮やかな衣装、銅鑼や太鼓等のにぎやかでテンポの速い伴奏。

皆さんもテレビ等で一度は目にしたことがあるのではないだろうか。

京劇の舞台は華やかで目が離せない。迫力ある立ち回りや雑技のような軽業も登場する。出し物にもよるが、言葉のわからない外国人にも大いに楽しめる。

中国には各地方に伝統的な旧劇が三〇〇種類以上あると言われる。そのうち全国的に知られたものには、京劇（北京）、評劇（河北）、越劇（浙江）等がある。中でも特に有名なのが京劇で、中国の最も代表的な演劇という意味で「国劇」とも呼ばれる。



〈写真〉町村文部大臣（当時）に京劇を披露する子どもたち（1998年5月、北京市少年宮にて）

する）に置かれる国家文物局、国家版权局がそれぞれ所管する。ただし、このうち国家文物局は文化部の指導下にあり、文化部の外庁的な位置付けである。オフィスも近い将来、新しい文化部ビル内に移る予定と聞く。

文化部には芸術局京劇室というセクションがあり、四人のスタッフで、全国の京劇団の管理や公演の支援等を行っている。また文化部の所管下に、京劇の振興に

関し指導や情報提供等を行う機関として「京劇振興指導委員会」が設置されている。これ

京劇が形成されたきっかけは、清朝の黄金時代、高宗皇帝八〇歳の誕生日に当たる一七九〇年に遡る。この年、祝典の一行事として安徽省南部の伝統劇である「徽劇」の劇団を都に召して公演させた。これが、当時北京で盛んであった「昆曲」等やその後北京に入ってきた「漢劇」と融合して「皮黄戲」（京劇の旧称）が生まれたとされる。中国数千年の歴史の中では、案外若い文化と言えよう。

京劇が外国に知られるようになったのは、有名な京劇俳優、梅蘭芳が一九一九年に日本を訪れて以降のことである。今日、京劇は、中国文化を代表する芸術の一つとして広く世界に知られるようになっている。

京劇には幾つかの基本的な型、約束事がある。役者は唱（歌）、念（台詞）、做（仕草）、打（立ち回り）により物語を展開する。登場人物には生（立役）、旦（女性）、淨（敵役）、丑（道化）を基本とする役柄分化があり、それぞれ限取りや衣装の約束事も異なる。

例えば「三国志」の曹操は白塗りの頬に黒い筋を入れるが、これは陰險狡猾な性格を表すという。ちなみに、赤は忠義



らの機関が中心となり、九五年と九八年に「中国京劇芸術祭」が開催された。

後継者養成については、中国には戯曲人材養成のための大学として中国戯曲学院（北京市）がある。同大学には、表演、演出、文学、舞台芸術、音楽の五学部が設置されており、現在、本科生として京劇俳優の道をめざす日本人留学生も在籍している。

同大学には附属中等学校（中学、高校

や血気盛ん、青は邪悪、あるいは山賊や民を集め支配者に反抗する英雄等、黄は猛烈、緑は妖怪、金・銀は仏様や仙人、紫は正義、清浄等を表すのだそうだ。服装は龍や鳳の刺繍など鮮やかで艶やかな色彩に富み、また頭の飾りも凝っている。

伴奏音楽は胡弓、月琴、笙等の管弦楽器と、太鼓、銅鑼、シンバル等の打楽器を用い、にぎやかに物語の展開を盛り上げる。

現在、舞台上で演じられる演目は、『西遊記』『三国志』『水滸伝』等をはじめ二〇〇本以上といわれる。外国人にも十分楽しめる演目としては、例えば「三岔口」（二人の登場人物が暗闇の中で立ち回りを演じる。実際の舞台は明るい、互いに相手が見えないという状況を想定して演じられる）などがある。

京劇の振興を所管する国家行政機関は、文化部である。

文化部はその名の通り文化行政全般を担当しているが、日本の文化庁と比べると所掌範囲がやや狭い。すなわち、文化財保護、著作権については文化部ではなく、國務院（いわば「総理府」）に相当

に当たる）もあり、例えば表演の場合、プロをめざす子どもたちは一般に一〇歳前後から学び始めるという。

中国には、劇場やテレビで京劇を見るだけでなく、公園等で自分たちで演じて楽しむというファンも多い。

故鄧小平氏のサッカー好きは有名だったが、国家指導者の中には京劇のファンも少なくない。現在の幹部では特に、李瑞環全国政治協商會議主席、丁関根中国共産党宣伝部長、王光英全国人民代表大會常務副委員長らが京劇の愛好家として知られている。

今日、全国には中国京劇院、北京京劇院、上海京劇院、天津京劇院、湖北省京劇院等六〇以上の京劇団がある。

また北京にある劇場としては、梨園劇場や老舍茶館等に加え、昨年、天安門前に完成し、人気を博している。

『文化庁月報』読者の皆さんも、機会があれば是非、京劇をはじめとする中国の多様な文化の魅力を体験していただきたい。

（在中国日本国大使館 一等書記官

浅田和伸）

■中国の少数民族文化

日本ではあまり意識されていないが、中国は政府により認定されているだけでも五六民族からなる多民族国家である。人口の約九二%を占める漢民族の他、五五の少数民族がいる。

一口に少数民族と言っても、人種、宗教、言語、文化、人口、居住地等実に多種多様だ。トルコ系でイスラム教を信仰するウイグル族やカザフ族、チベット仏教を信仰するチベット族や蒙古族等の人に接すると、これまで自分が持っていた「中国人」のイメージが、実は漢民族のイメージに過ぎなかったことを思い知らされる。

これらの少数民族は、中国の文化や科学技術の発展に大きな貢献を果たしてきたし、今日でも、各民族の歴史と伝統に根ざした特色ある豊かな文化を継承している。

中国の憲法は各民族の平等を規定しており、これを受け実際に様々な政策が講じられている。少数民族自治地域については一定の自主権が認められ、また各民族の言語・文字の学習や民族文化の研究・保護も進められている。「一人っ子政

策」でも少数民族には第二子（農村では第三子）まで認められている。

中国政府は、少数民族政策の一環として少数民族文化への支援を行っている。

実際には、少数民族の中には漢民族文化への憧憬も根強く、一部には同化への願望さえあると聞く。その背景には、例えば少数民族固有の言語が一部を除き公の文書等では使用できず、漢語（いわゆる中国語）が圧倒的に便利であるというような事情がある。

しかし中国政府は、少数民族に漢民族への同化を促すのではなく、各民族がそれぞれの文化を保持していくこと、また失われたものを回復していくことを基本的な方針としている。例えば言語については、小学校段階から漢語と民族固有言語の双方を学ばせる「双言教育」を進めている。

中国には中央省庁として「国家民族事務委員会」が置かれている。ただし実際の各種施策は、基本的には各部・委員会（日本の「省」に相当）の関係部局、例えば文化部の少数民族文化司（司）は日本の省庁の「局」に相当、教育部の民族教育司等が中心となって実施や地方への指導等を行い、民族委員会は各地域・民族

の実情を踏まえつつそれらをサポートするという関係にある。

一九五〇年代以降、中国政府は少数民族文化の発展を促すため、文化芸術団体の設立、文化施設の建設、人材の育成、文化事業への支援等を進めてきた。

その中核として北京に中央民族歌舞団、民族文化宮が置かれ、その他少数民族の多く居住する各自治区・省、自治州、自治県等にも、約六〇〇の文化芸術団体、九〇〇以上の民族図書館・博物館・文化館等が作られている。

中国中央民族歌舞団は、一九五二年の発足以来、少数民族文化公演団体の頂点として、政府の支援を得つつ国内外で創作・上演活動を積極的に展開している。

今年の春節（旧正月）、同歌舞団を中心に開催された少数民族文化の祭典では、北京駐在の外交団をはじめ多数の観客が、華やかで艶めかしい「多様性の美」に魅了された。

同歌舞団への国家からの予算は、年間約六〇〇万円（約一億円）とのことであるが、大きな公演等に際しては特別の予算が追加され、他に寄付金や公演の入場料収入等もある。

ただ、同団の団員は公務員扱いで定数



が決まっており、第一線を退いても定年まで在籍する団員が多いため、若手の新規入団が困難になっているとも聞く。そのため若手が必要な場合には、地方の歌舞団から出演者を借りて来ることもあるという。

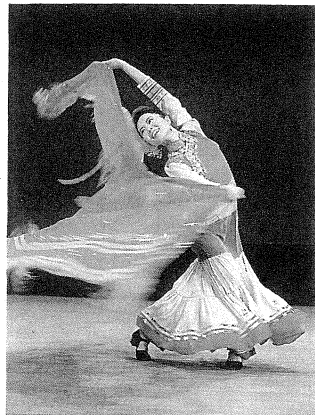
このような団体は地方レベルでも多数あり、少数民族文化の継承に大きな役割を果たしている。その一例として、新疆ウイグル自治区喀什地区の新疆喀什地区歌舞劇団を紹介しよう。

同自治区は中国北西部に位置し、日本の約四倍の面積を持つ。喀什はシルクロードの要衝として栄えた町であり、人口約三二〇万人、一三の民族が居住するがウイグル族が最も集中した地域である。

喀什地区歌舞劇団の歴史は一九三四年に遡り、同自治区内の劇団の中でも最も古い。

現在、団員数は約一五〇名、うち現役で舞台に立つのが約一三〇名という。

この劇団も各種コンクール等で多くの賞を獲得し、高い評価を得ている。ロシア、トル



中国中央民族歌舞団

コ、チュニジア、フランス、パキスタン、イラン、インドネシア、香港、台湾等でも公演しており、日本でも八〇年代に公演を行ったことがある。

劇団は自治区文化庁の所管下にあるが、経費は主に地元、喀什地区が負担する。自治区文化庁は人材育成、交流事業、設備等について支援し、国も、同自治区における舞踏の演出家や舞台芸術家等の養成を計画的に進めている。

年間の上演回数は、公演、民族の祭りや賓客を迎えた際の上演、農村への巡回等を含め年間二〇〇回以上に上る。

団員の月収入は最も多い人で月一〇〇



新疆喀什地区歌舞劇団

〇元（約一万八〇〇〇円）余りとのことである。

同地には後継者養成のための高校、喀什芸術学校があり、祭り等で歌や踊りが上手だとして見いだされた子どもたちが試験を受けて入学する。

中国少数民族文化の魅力は日本ではまだあまり知られていないが、私は、一人でも多くの人にその本物の美しさ、艶やかさ、魅力を知っていただきたいと願っている。

（在中国日本国大使館一等書記官 浅田和伸）

■韓国語について

韓国に旅行に來た人は、その町並みが日本によく似ていることに驚くとともに懐かしい気持ちになる。もし、町中にある店の看板がハングルではなく漢字で書かれていたとしたら、日本のどこかの町にいるのか間違えてしまうほどである。

そのハングルであるが、丸や四角の記号が並んでいるのだから、最初はとても文字とは思えないのではないか。学校の習字の時間に、日本でひらがなやカタカナを書くのと同じように、韓国でもハングルの毛筆で書いているのを見ると、少し不思議な気持ちになつてしまう。

そもそも韓国語は、ウル・アルタイ語系に属する漢民族の言葉である。今日では通訳なしには意思の疎通も難しいが、もともと日本語とは同じ系統の言語であり、古くは朝鮮半島の住民と日本列島の住民とは、通訳なしに同じ言葉を話していたともいわれている。

韓国においては、漢字が高句麗の琉璃王の時代（BC一九〇～AD一八）以来、歴代の王朝を通じて使われてきたが、その後朝鮮王朝の世宗大王（在位一四一八

（五〇）が、一四四六年に学者たちとともにハンブルを創った。

ハングルは表音文字であり、子音記号と母音記号の組み合わせで文字が構成されている。齒 舌、咽喉 齒茎、口蓋などの発声の際の形状変化を幾何学的記号で表した一四の子音記号と、天地人の三要素を形象化した一〇の母音記号となっている。複合子音まで含めると、子音は一九、複合母音まで含めると母音は二一となる。日本語の母音がアイウエオと五つであることを見れば、韓国語の発音に苦勞するのも仕方がない。

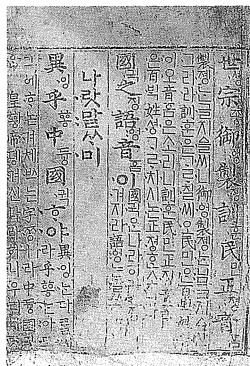
だが、韓国語と日本語とは文法が似ているので、基本的に学びやすい言語といえよう。たとえば「私は日本人です」という文章は、「チヨ（私）ヌン（は）イルボンサラム（日本人） イムニダ（です）」ということになる。語順が日本語と同じなので、日本語の発想でそのまま言葉をつないでいけばよい。「今日は天気がよいです」は、「オヌルン（今日は）ナルシガ（天気が） チョースムニダ（よいです）」となる。

韓国語は固有語と漢字語とに分けられるが、漢字語の中には日本語と韓国語と

で同じ漢字で表される単語が非常に多い。発音が違うだけの差である。「新聞」は「シ

ンムン」、「学校」は「ハクキョ」、「学生」は「ハクセン」、「生活」は「センファアル」、「教育」は「キョウイク」など、漢字で書けば日本語と同じであり、ハングルの発音も日本語と何となく似ている。さらに韓国語の漢字の読み方は基本的に一とおりなので、ある一つの漢字の読み方を覚えてしまえば、その漢字によってできる単語の発音は、簡単に連想できる。たとえば、「月」は日本語で「ツキ」「ガツ」または「ゲツ」と読むが、韓国語ではすべて「ウォル」となる。「毎月」は「メーウォル」、「四月」は「サウォル」、「月刊誌」は「ウォルガンジ」という具合である。現在は日常生活であまり漢字を使っていないものの、漢字に相当するハングルを覚えておけば、かなり応用ができて、韓国語の世界が広がるのである。

韓国人は日本人よりも一般的に自己主張が強いと思うのだが、そのためののか韓国語は形容詞が非常に豊富である。たとえば「赤い」という単語は韓国語では「プクタ」「パルガッタ」「シボルゴッタ」「セパルガッタ」「コムプクタ」「ブルグレ



世宗大王によって創られたハングルは、「訓民正音」によって、国民に広まった。

「青い」という単語も「バラッタ」「ブルダ」「ブルスルムハダ」「コムブルダ」……という具合である。このような形容

詞の微妙な違いを認識して韓国語を使えるようになること楽しいとは思いますが、覚えて使いこなすのはちよつと難しい。

敬語についても日本とは事情が異なるたとえば、ある会社で電話をかけて「社長様はいらつしやいますでしようか」と尋ねると、秘書は「はい、ただいま社長様はいらつしやいます」と答える。またある家に電話をかけて「お父様はいらつしやいますかと尋ねても、「いいえ、お父様はいらつしやいません」という具合である。地位の高い人に対しては、たとえ身内の場合でも敬語を使うのである。敬語のための言葉もたくさんある。日本語では「お」をつけることで済むこと

が、韓国語では別の言葉を使わなければならない。「名前」は「イルム」で「お名前」は「ソンハム」、「年」は「ナイ」で「お年」が「ヨンセ」、「寝る」が「チャダ」で「おやすみになる」が「チュムシダ」、「食べる」は「モクタ」で「召し上がる」が「チャプスシダ」、「いる」が「イツク」で「いらつしやる」が「ケシダ」となる。

最後に、日本語の中に韓国語と関連のある言葉が見つかることを指摘しておきたい。たとえば韓国語で「くに」のことを「ナラ」というが、日本の古都「奈良」も「ナラ」と発音している。「ハナ」とは

사름과 그 티 너기 시니 나 노 어 버 시 어
회 오 니 밍 그 에 브 터 사 로 되 우 리 어
아 두 리 와 례 고 입 게 도 외 야 스 한 초 성
즐 거 본 또 디 열 초 스 고 들 기 드 리 노 니
목 수 미 므 가 본 거 실 쉼 소 소 죽 디 문 중
야 설 고 애 완 본 또 들 머 거 갓 가 스 로 사
니 노 니 비 례 사 루 밍 무 레 사 니 고 도 중
심 가 도 문 호 이 다 설 본 스 한 초 성 이 어

ハングルは韓国のアルファベットに相当するもので、母音記号と子音記号の組み合わせで構成されている。

が、「ハナから」という日本語もある。韓国語では「高い」ことを「ノプタ」といっているが、日本語で背の高い人を「ノツポ」といっている。また「足」のことを韓国語で「タリ」というが、中臣鎌足は「ナカトミノカマタリ」と読んでいる。これは偶然なのか、韓国から日本に伝わったのか、あるいは日本から韓国に伝わったのか、中国語の影響か、ともかく韓国は隣の国ということを感じさせられる

(在日韓民国日本国大使館 一書筆記)

平下文康)

現在のオーストラリア文化は、アボリジニなど先住民の文化遺産、宗主国であった英国の伝統文化及び近年アジアを中心に大量に受け入れられている移民たちの持ち込んだ文化などの多様な要素が融合している。

オーストラリア連邦政府において文化・芸術を所掌しているのは「通信・情報技術・芸術省」で、自然及び文化遺産を所掌しているのは「環境・自然及び文化遺産省」である。

また、連邦政府レベルの文化支援と芸術活動に対する助成機関かつ諮問機関としてオーストラリア・カウンシルが設置されている。

現在、豪州では二〇〇〇年のシドニーオリンピックに向けて四年計画で芸術祭が計画され、また、二〇〇一年の連邦一〇〇周年を記念して、様々な文化・芸術行事を計画している。

(1) 文化芸術活動の状況

オーストラリア・カウンシルが九八年六月に発表したデータによると以下のとおりとなっている。

(一 豪ドルは約七五円)

○美術館等の年間入場者数(九五年)は三〇〇万人強であり、また舞台芸術等の年間観客数は七〇〇万人を超える。

○大学で芸術分野のコースを履修している学生数(九四年)は約二万人で、八九年と比べ四五%の増加となっている。

○労働人口の約七%(五〇万人)が文化芸術関連の分野に従事している。

そのうち、プロフェッショナルな芸術家は約四万人である。

○娯楽を含む文化芸術の分野における国民支出は毎年九〇億ドルである。

○政府機関は文化芸術活動等に対し毎年三〇億ドル強を支出している。その内訳は連邦政府が四三%、州政府が三八%、地方自治体が一%となっている。

○民間企業の一一%が六五〇〇万ドル(九六年)の文化芸術支援を行っている。

(2) オーストラリア・カウンシル

オーストラリアは人口も少なくマーケットとしても規模が小さいため芸術家が経済的に自立するのが困難で、また、伝統的に芸術家に対する社会的評価も高くなかった。欧米文化を自国文化より高い

ところにおく風潮もあり、自国の優れた芸術家の才能を発掘しはぐくんていく文化風土が希薄であった。そのため才能ある芸術家は活動の場を海外に求め故国を去る例が多かった。このような状況を改善し、オーストラリア文化の育成発展及び芸術振興のため国家が支援にのりだすこととし、六八年に設立されたのがオーストラリア・カウンシルである。

政府組織でありながら、その理念や政策、助成計画は政府から独立して評議会において決定されているところに特色がある。評議会の議長は連邦総督の任命、運営統括をしているゼネラルマネージャーは文化担当大臣の任命となっている。

創立以来約五万件の助成金を芸術家や芸術団体などに供与してきた。九八/九九年の予算は七三〇〇万ドル、うち六三〇〇万ドルは助成金などの芸術支援に、九〇〇万ドルは新たな国内外の市場開拓のための経費にあてられる。

(3) アート・バンク

連邦政府は八〇年に、オーストラリアの現代芸術作品を収集し公共機関や企業等に貸し出すことを目的として、アート

することもできる。

レンタル料金は、一年間で一作品五〇ドルから二〇〇ドルである。基本的には一年単位の契約となるが、特別なイベント等では短期の貸出しも可能である。

(4) シドニーオリンピック芸術祭

二〇〇〇年九月開催のシドニーオリンピックに関連して四年計画で芸術祭が実施される。

第一年目は、九七年九月〜一〇月にかけてシドニーで実施された。テーマは「The Festival of the Dreamings」で、アボリジニを中心とする先住民族の固有の伝統文化芸術に焦点を当てた内容で構成された。

第二年目は九八年六月〜一〇月に全豪規模で実施された。テーマは「A Sea Change」である。

一七七〇年の英国人探険家クックのボタニー湾到着にはじまり、海を渡ってきた移民がつくりあげた現在の他民族・多文化社会、国民の多数は海岸都市部とその近郊に住んでいるなど、海が存在がオーストラリア文化の形成に大きな影響を与えてきた。その軌跡をたどる内容で構

成された。

第三年目は九九年一月〜二〇〇〇年一月に海外で実施。テーマは「Reaching the World」で、オーストラリアの文化芸術を海外に紹介するものである。

第四年目の本番は二〇〇〇年八月〜一〇月にかけてシドニーで開催。テーマは「Harbor of Life」で、オーストラリア文化の独自性をアピールすると同時に海外の優れた芸術家や芸術を紹介する予定である。

(5) ニューテクノロジーと文化

オーストラリアでは、ニューテクノロジー(マルチメディア)を文化分野に導入することの重要性が政府レベルでも認識され、政府、文化機関同士のより広範なネットワークの構築をめざして、美術館間のオンライン化、デジタル化が急速に進められている。

他方、ニューテクノロジーの導入によって著作権の問題も発生していることから、連邦政府は、マルチメディア分野における知的所有権への対応を含む著作権法の改正に取り組んでいる。

(在豪日本国大使館 小島泰典)



ベトナム文化企画指南

ベトナムに着任して二年半になるが、この間多くの文化行事の企画と実行に関わった。文化関係の仕事をするのは初めてではないが、実際に公演の表と裏を体験し、日本では得られない貴重な教訓も多かった。以下に描き出すのは体験に基づいた典型的な話である。

《第一話》

企画担当者A氏は、日本側から打診のあった音楽グループのベトナム公演を実現すべく政府の関係機関を訪問する。公演の目的・趣旨・方法、両国の文化交流の意義などを説明し、先方の賛同と協力を得ることに成功する。追って具体的な話を文書で協議することになり、早速必要な事務手続きを開始した。

されど、その後、文化ホールの利用の可否、使用料金など、全く連絡が付かない。これが決まらなければ日本からの出演者との交渉もままならない。当局からの講演内容の事前検閲、公演許可、公演機材の税関手続きにも時間がかかる。十

分な余裕をみたつもりだが、今後の展開に不安を覚える。

(教訓) 先方は必ず文化交流を大歓迎する。総論は賛成だが、各論に入ると色々な思惑が生じ何かと調整に時間がかかる。十分な準備期間を設け、何回も交渉をすること。

《第二話》

ようやく返答がきた。ところが、封筒を開けてびっくり。ホールの利用許可は下りたものの、二日間の舞台公演と一日の仕込みに対し、計〇万ドルの請求がきた。A氏は早速文化ホールの責任者と値下げ交渉に取りかかる。先方によれば、昨年から文化ホール改修費用がかさんでおり、利用の際の光熱費、人件費等を考慮すると〇万ドルが相当とのこと。再々度の交渉の後、支配人の裁定により約半額の△万ドルで決着する。

(教訓) ベトナムでは官民を問わず市場経済が浸透している。定価がないのが普通であり、相場を知らない外国人は格好の餌食である。文化交流も例外ではないので、「無い金はない」と言い切ることを。

《第三話》

A氏のもとへ新たな連絡が入る。ベトナムの別の文化関係機関から、公演の話をも自分たちの所へ最初にもらえれば有利な条件で協力できたはずなのに、今回のやり方には問題があると言ってきた。結局、この機関には税関での音楽機材通関手続き代行、チケット・プログラムの作成と広告宣伝を適価で依頼することとし、傘下の国営企業が実際の作業を請け負うこととなった。

(教訓) ベトナムは大変な縦割り社会である。共産党、中央省庁、各種政府直属機関、人民委員会とそれぞれに権限を有し、傘下に国営企業を抱える場合が多い。誰をパートナーとするかで、その後の展開が違ってくるので、事前によく調査すること。

《第四話》

一枚六万ドン(約六〇〇円)の有料席の売上げが思わしくない。ポスターは禁止、新聞広告は別料金、唯一の宣伝方法は沿道に掲げる垂れ幕と旗、しかも慣例にならない公演一週間前からの宣伝とくれば当たり前だ。一方、無料招待席は「両

お偉い様の出席も確認できたので、公演当日、会場に電気が供給されることも間違いない。

リハーサルを終え、後は明日の本番を待つのみ。

《第六話》

観客が大挙して押しかけてきた。ダフ屋も現れ、なんと無料招待状を売りさばっている。座席指定のない偽券も出回っている。

何はともあれ、九割の座席が埋まり、いよいよ開演。と、その時、劇場全体が暗闇に包まれた。クラーと音響・照明機材の使いすぎにより、電力許容量を超えてしまったのだ。

電力は復旧し、三〇分遅れで公演はスタートする。

(教訓) 公演が近づいてからは、細かいことに動じないこと。なお、洋酒の常備は何かと便利。

《第七話》

座席に食べ物を持ち込む人、家族連れでにぎやかな人、著作権などお構いなしに映像を流し続けるテレビ局のカメラマ

ンなど、多様な人々がいるが、皆それぞれに楽しんでいる。

こうして、公演が終わり、後には安堵、解放感、虚脱感そして静寂が残った。A氏は、次回からは「観客」でいたいと心底願う。

《付録》

八六年から導入されたドイモイ政策により目覚ましい経済発展がもたらされたといえるものの、豊かさの恩恵は未だ文化関係者には及んでいない。むしろ、生産社会建設、民族意識の高揚のための手段といった目的を失いつつある文化政策は、独立採算できるよう政府から強いられ、商業主義の流れの中で取り残された分野となってしまう。以上の話は、このような社会的文脈の中で生じたことである旨、最後に付け加えたい。

(在フイエトナム日本国大使館一等書記官 石田 勉)



「海外だより」の巻頭言
我々で面倒を見て
もよい」との文化
当局の誘いを断り、
大学生等に配り終
えた。電力会社の



トルコ・日本の新しい文化交流の拠点
——土日基金文化センターの設立について

《はじめに》

トルコが親日的な国であることは非常に有名であり、その事例を挙げれば枚挙にいとまがない。例えば、トルコ共和国建国の父アタチュルクが共和制移行時の大改革において、明治維新を模範としていたこと、一九八〇年のイラン・イラク戦争時に、他国が自国の民間機で続々と本国に引き揚げる中、イラクからの空襲の危険にさらされたテヘランにおいて、取り残された多くの在留邦人を救出してくれたのが他でもないトルコ政府であったことなど、トルコの親日的な度合いを示す事例は多々ある。

そして、最近、さらに新しく象徴的な事例が誕生した。トルコ政府主導で行われた「土日基金文化センター」の開館である。なぜ、象徴的な事例かというと、その設立目的である「社会、文化、技術、経済等多分野における日土交流の拠点として、両国の友好協力関係を一層発展させること」はもちろん、二国間交流のための文化センターとして、相手国政府主

導で企画、建設及び運営が行われたトルコで唯一、世界中でも日本との二国間という意味では他に類例を見ない施設である点にある。

今回はこの土日基金文化センターの設立経緯、役割及び日本側からの協力等について紹介したい。

《土日基金文化センター設立経緯》

そもそもこの施設設立は、デミレル現トルコ共和国大統領が九二年二月首相として日本を公式実務訪問した際に、日本の「日土協会」が主催した盛大な歓迎レセプションに強い感銘を受け、トルコにおいてもこれに匹敵する日土交流の中心が必要であると考え、同行していた元閣税・専売大臣のサドウクル氏（現土日基金理事長）にその設立を命じたことに端を発している。

その後、九三年三月に民間の土日友好団体として土日基金が公益法人として発足し、同年九月、トルコ政府より同センター建設用地として国会議員官舎に隣接した新興地域の一等地に面積約一万㎡もの土地が寄付された。九六年五月に同基金の生みの親でもあるデミレル大統領ご



臨席のもと、同センターの起工式が執り行われ、昨年五月、トルコ側からデミレル大統領及びユルマズ首相、日本側から三笠宮寛仁同妃両殿下のご臨席のもと、同センターが開館した。

《土日基金文化センターの現状》

同センターは、上述のとおり、社会、文化、技術、経済等多分野における日土交流の拠点として、両国の友好協力関係を一層発展させることを目的としており、その目的どおり、これまで、コンサート、バレエ・ダンス、講演会・パネルディス

カッション、展覧会、茶道デモンストレーション、生け花デモンストレーション、映画祭、空手デモンストレーション、フ

アッションショー等各種文化行事が実施されているほか、日本語教室や日本文化紹介教室が開設され、日本文化紹介だけでなく、両国の文化交流の場となっている。また、文化面の活動だけでなく、日本トルコ経済合同委員会、両国の旅行協会の合同会合、民間企業の研修等経済活動にも積極的に利用されており、これまでの一年間の活動はトルコ国内においても高く評価されている。

同センターは、ハード面では敷地面積約一万一、〇〇〇㎡、延べ床面積一万㎡の巨大な施設であり、同センター内には、管理運営部、セミナー・講座教室、日本通信センター、図書室、日土友好団体用

事務室、多目的ホール、質実スペース（フィットネスセンター、日本料理屋、トルコ料理屋、銀行及び喫茶店、宿泊施設、展示ホール、駐車場等を有しており、地域住

民の利用も活発である。

現状での問題点としては、まだ開館間もないせいもあり、設備上の不十分さを有している点、図書及び日本語教材の不足、日本語教員や司書等の必要人員の不足等があり、今後はこの観点での充実が必要となる。

《土日基金文化センターへの

日本側からの貢献》

同センターは先述のとおり、トルコ側主導で建設されたものだが、日本側からのこれまでの貢献も多大なものである。例えば、ハード面では、同センター建築資金の一部として、経団連を通じて民間企業から約一億一、〇五〇万円の寄付、万博基金から二、〇〇〇万円の補助及びイスタンブール日本人会より一万米ドルの寄付があったほか、日本政府からは、文化無償供与にて四、〇〇〇万円相当分の視聴覚機材の供与がなされることとなっている。

ソフト面では、宮廻正明画伯及び片岡球子画伯の絵画寄贈、国際交流基金からの風・独楽等展示作品の寄贈、同基金からの日本語教材の寄贈並びに村岡衆

議院議員、国際交流基金、小学館、文部省有志及びNHK関連各社等からの図書寄贈等各方面からの支援、各種日本文化紹介行事の実施並びに各種スキームによる関係者の日本への招へい等、挙げれば枚挙にいとまがない。

同センターに対しては、日本国大使館の主導により、今後とも日本側からの支援を募る予定であり、特に図書室の充実、日本語教育の促進、日本文化紹介行事の一層の活性化等ソフト面の支援を重点的に行う予定である。

《おわりに》

両国の友好関係及び文化交流の歴史はすでに一世紀以上の長きにわたっているが、この文化センターの開館はその両国関係史においても、これまでの経済協力中心の交流から文化を中心とした多角的交流に転換する一つの大きな転期である。同センターの活動の活性化はそのまま両国関係の促進につながると言っても過言ではなく、両国の文化、経済、社会的交流の場として今後の活躍が期待されている。

(在トルコ日本国大使館 今泉柔朗)